

一般廃棄物処理基本計画（追補案）に対する ご意見を寄せてください。

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、「プラスチック使用製品廃棄物」の再資源化の努力義務が市町村に課されました。

本市では、令和6年4月から一部の「プラスチック製品」の分別収集を開始することとし、「会津若松市一般廃棄物処理基本計画」の追補を行うものです。

一般廃棄物処理基本計画（追補案）について、より多くの市民の皆様のご意見を反映させるため、広く意見を募集します。ご意見がある方は、下記により提出してください。

記

1 募集期間 令和5年9月26日（火）から令和5年10月25日（水）まで（必着）

2 意見を提出できる方

- （1）市の区域内に住所を有する方
- （2）市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- （3）市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、および市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- （4）市の区域内にある学校に在学する方

3 意見の提出方法

別紙「一般廃棄物処理基本計画（追補案）に対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファクシミリ、電子メールにより、廃棄物対策課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記してください。匿名や電話での意見提出は受け付けません。

〈提出先〉

〒965-0858 神指町大字南四合字深川西 292-2 会津若松市役所廃棄物対策課 宛て
ファックス 0242-29-1618
電子メール gomi@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

（留意事項）

- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・いただいた意見は返却いたしません。
- ・個々の意見に対して、直接回答はしませんので、ご了承ください。
- ・お寄せいただいた意見については、氏名など個人情報を除き、意見に対する市の考え方とあわせて公表する場合があります。

4 閲覧場所

計画（追補案）の内容については、廃棄物対策課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター、さらに市のホームページでご覧いただけます。

問合せ先：会津若松市 市民部 廃棄物対策課 総務グループ
（電話0242-27-3961）